

耐震診断補助



柏崎市からのお知らせ

1万円で耐震診断 しませんか？

対象

旧耐震基準の木造住宅

(2階建て以下であること)

旧耐震：昭和56年5月31日以前の基準

耐震診断とは？

耐震診断は住宅の健康診断です。
壁の強さや配置、接合部の状況、老朽化の度合いから住宅の耐震性を点数で評価します。

本当に1万円で診断できるの？

耐震診断の費用は延床面積に応じて8万8千円～12万1千円です。(住宅の床面積が大きい場合は別途料金がかかることがあります。)

一旦は全額を診断士にお支払いいただくこととなりますが、その後市から差額分を補助いたします。そのため、**実質1万円**で診断することができます。



補助要件

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- ② 個人所有の一戸建て住宅
(店舗・事務所など住宅以外の用途を兼ねる住宅の場合は、延床面積の半分以上が住宅の用に供されていること)
- ③ 地上2階建て以下
- ④ 所有者又は2親等以内の親族が居住している住宅
- ⑤ 特別認定工法以外の住宅
- ⑥ 申請者が住宅の所有者で、市税に未納がないこと
- ⑦ 市に登録した耐震診断士が耐震診断を行うこと



筋交い



市ホームページ

申請については次ページへ

ステップ1 申請書類を提出してください（11月28日締切）

耐震診断士は市に登録した者である必要があります。

耐震診断士はご自身で診断士リスト（窓口配布・市ホームページ掲載）から選ぶことができます。

診断士と打合わせをし、下記の書類を準備してください。

ご本人または診断士が建築住宅課窓口へ提出してください。



必要書類

- ① 申請書
 - ② 契約書または見積書の写し
 - ③ 住宅の建築年が分かるもの
（固定資産税の課税明細書など）
- ※ 居住者が所有者の2親等以内の親族であることが分かる書類
（所有者と居住者が異なる場合）

ステップ2 いよいよ耐震診断！

申請書類を提出すると、審査後に市から「**交付決定通知書**」が送付されます。

届いたら診断士に連絡し、診断を行ってください。

診断士は、床下や天井を覗いて**筋交いや金物の有無、基礎のひび割れ**などを確認したり、**住宅の耐震性・劣化状況を診断**します。



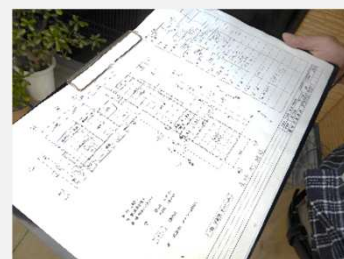
天井裏をチェック



床下をチェック



基礎のひびをチェック



図面と照らし合わせ

ステップ3 診断士から診断結果を聞いてください

診断士が診断ソフトでの計算結果を説明してくれます。

建物の構造のバランスや、どこが地震に特に弱いかなど

点数だけでは分からない部分についても説明があります。

また、耐震補強するための**改修案**も提案してくれます。



診断書と改修案

ステップ4 診断後は実績報告書を提出してください

耐震診断費用を一旦、診断士に全額お支払いいただきます。

その後、「**実績報告書**」と必要書類を提出してください（令和8年2月27日締切）。

提出してからおよそ1か月後に**補助金**が口座に振り込まれます。

申請・問い合わせ先

〒945-8511
柏崎市日石町2番1号
市役所4階
柏崎市建築住宅課
住宅対策係

TEL : 0257-21-2291（直通）
FAX : 0257-23-5116（直通）
Mail : kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp